

小倉地域大規模小売業 + (プラス)Safe協議会

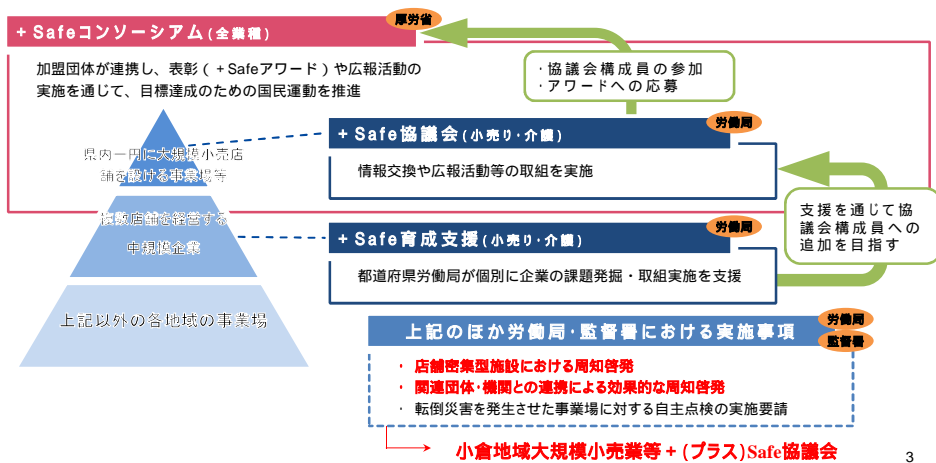
北九州東労働基準監督署
第三方面(安全衛生部署)

本日の次第

- 1 北九州東労働基準監督署長 挨拶
- 2 小倉地域大規模小売業 + (プラス)協議会
設立の趣旨について
- 3 今後の運営について(規約制定等)
- 4 その他質疑応答

令和4年度より実施する第三次産業における労働災害防止のための施策

第14次労働災害防止計画の期間中に死傷者数を減少に転じさせることを目標に、国民の安全衛生に対する意識啓発による行動変容の促進
多店舗展開企業等への自主的な安全衛生活動の普及・定着
を図るため、令和4年度より各種対策を有機的に連携させながら実施する。



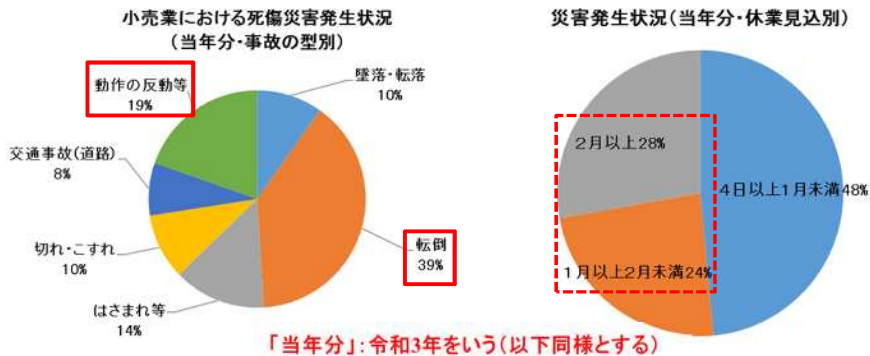
3

小倉地域大規模小売業 + (プラス) 協議会について(1)

1 設置の背景

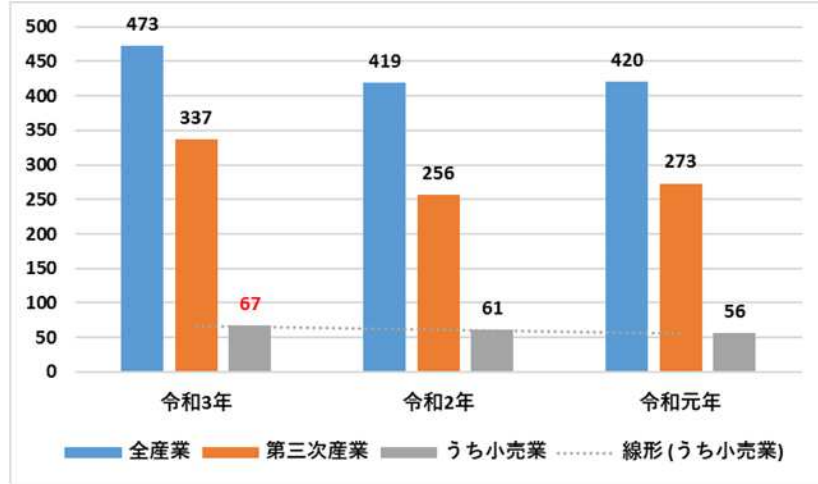
「転倒」及び「腰痛等」が全体の4割 (**行動災害の増加**)
小売業の労働災害の半数以上が、骨折等を伴う休業1か月以上の災害
(**後遺症が残る重篤な災害も発生**)

大規模商業施設では、多店舗共用の区画、施設全体のルールにも影響されるため、店舗個々の労働災害防止活動だけでなく、施設管理者のバックアップも必要。



R3 小倉地区小売業(小倉北区、南区)の状況

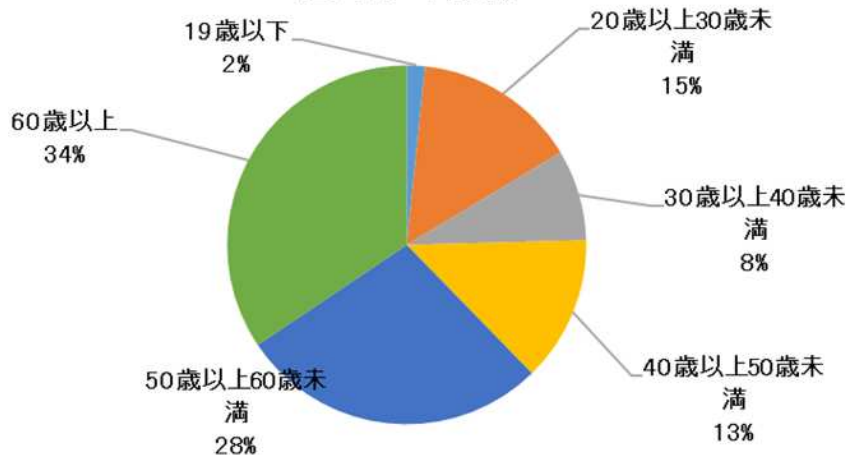
当署管内における小売業等の労働災害の現状
(北九州市小倉北区、同南区)



※1 '死傷災害'とは、死亡災害及び休業4日以上労働災害をいう。
 ※2 新型コロナウイルス感染症によるものを除く。

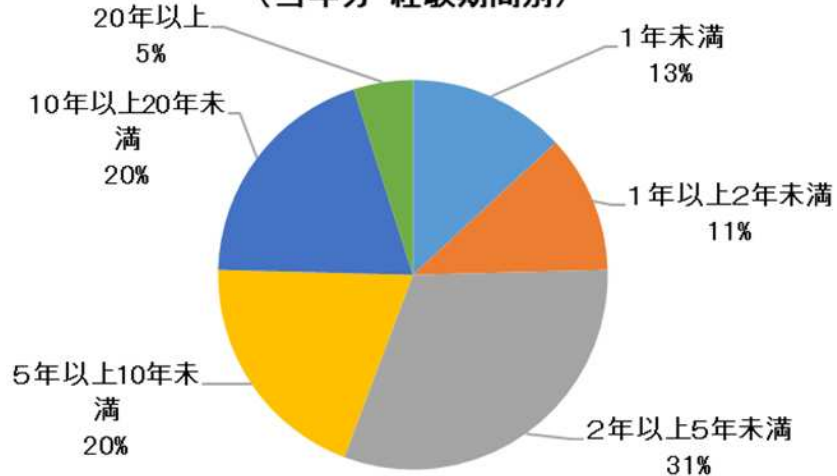
当署管内における労働災害の現状
(北九州市小倉北区、同南区)

小売業における死傷災害発生状況
(当年分・年齢別)



当署管内における労働災害の現状
(北九州市小倉北区、同南区)

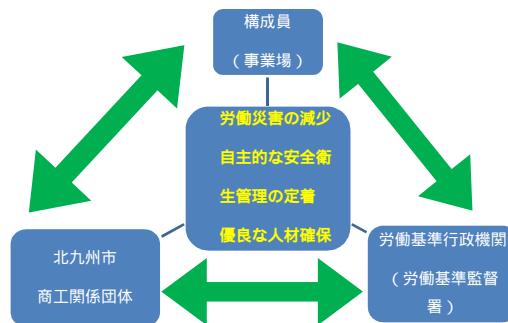
小売業における死傷災害発生状況
(当年分・経験期間別)



小倉地域大規模小売業+(プラス)協議会について(2)

1 小倉地域大規模小売業+(プラス)協議会(以下「協議会」という)の設置趣旨

小売業(以下、同一施設に入居する飲食店等他業態も含む)の各店舗が、労働災害防止活動の積極的な推進、向上を図るため、大規模小売業等と関係団体・機関が連携し、活動を支援するための情報交換、協議の場を設ける。



労働者が安心安全に働くことのできる職場環境形成を、労働災害防止の観点から進めていく。
これを通じて
○労働者の職場定着率の向上
○接客、サービスの品質向上や、これらの教育訓練活動の効果発揮も期待できる。

小倉地域大規模小売業+ (プラス)協議会について(3)

- 2 構成員
多店舗のテナントが入居する大規模小売業
多店舗のテナントが入居する大規模商業施設の管理者
商工関係団体
北九州市
労働災害防止団体（一社 北九州東労働基準協会）
北九州東労働基準監督署
- 3 実施事項（予定）
構成員による **情報交換**
現場パトロール等の実施
構成員の大規模小売業等におけるテナント会議等の場での、労基署職員による労働災害防止のための周知啓発。
商工関係団体、北九州市、労働基準行政からの労働災害防止に関する情報提供。
- 4 開催頻度（予定）
毎年1回程度（**7月**を目安に開催）

小売業等における労働災害防止の課題

○小売業等での代表的な労働災害

- 1 転倒災害
- 2 腰痛・動作の反動・無理な動作による災害
- 3 墜落・転落災害
- 4 切れ・こすれによる災害
- 5 やけど災害

上記を中心に、小売業等での労働災害の状況に応じて、協議会やパトロールその他の活動で情報発信していく予定です。

労働災害防止の参考になるサイト

今日も一日、
ご安全に！！



本日はご多忙の中ご静聴ありがとうございました。

本協議会設立の趣旨などをご理解いただき、同協議会活動その他小売業等の労働災害防止にご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。



**北九州東労働基準監督署
第三方面(安全衛生部署)**